

税制上の優遇措置

以下の優遇措置を受ける場合は、本学がお送りする寄附金の領収書が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

【個人の場合】

① 国税（所得税）

ふるさと元気創成基金の事業にご寄附いただいた場合は、確定申告により所得控除を受けることができます。なお、修学支援奨学金事業にご寄附いただいた場合は、確定申告にあたり、所得控除と税額控除のいずれかを選択することができますが、税額控除を利用するときは、領収書とともにお送りする証明書が必要です。

◆所得控除

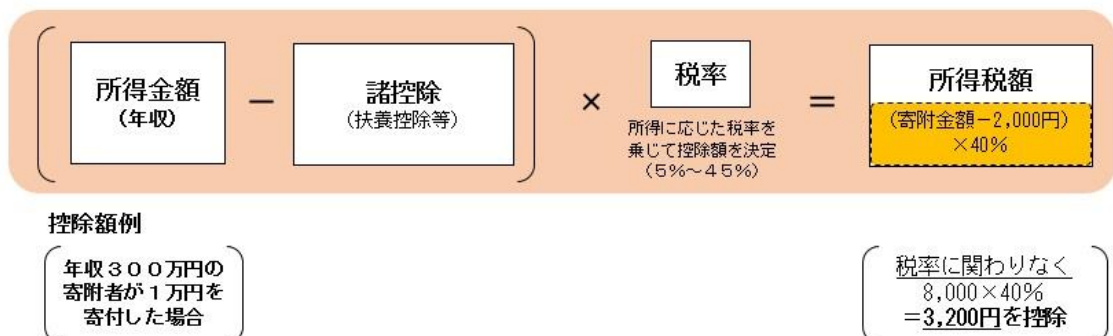
寄附者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定します。



出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

◆税額控除

寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除します。



出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

② 地方税（個人住民税の税額控除）

都道府県・市町村の条例で、本学への寄附金が税額控除の対象に指定されている場合は、都道府県民税・市町村民税の寄附金税額控除が受けられます。令和2年1月1日現在、本学は秋田県県税条例で指定する団体となっております。

※秋田県外にお住まいの方は、お住まいの都道府県、市町村の税務担当におたずねください。

※寄附された翌年の1月1日現在、秋田県内に住所を有する方は、寄附された翌年の個人住民税から控除を受けることができます。

【法人の場合】

ふるさと元気創成基金への寄附は、法人税法上の全額損金算入を認められる寄附金(法人税法第37条第3項第2号)となりますので、法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。